

視覚障がい教育センター校整備に関する検討会議

報 告 書

視覚障がい教育センター校整備に関する検討会議

平成22年（2010年）12月

目 次

1	検討会議の設置目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	センター校整備の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	（1）本道における視覚障がい教育の課題	
	（2）課題への対応	
3	センター校整備の基本的な考え方・・・・・・・・・・	4
	（1）センター校とは	
	（2）センター校における機能の概要	
	（3）教育機能	
	（4）理療機能	
	（5）支援機能	
4	関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	（1）教育機能の推進	
	（2）理療機能の推進	
	（3）支援機能の推進	
5	義務校への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
6	校内組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
7	施設設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	（1）設置場所	
	（2）整備規模	
	（3）必要な施設設備	

1 検討会議の設置目的

本検討会議は、本道における視覚障がい教育の拠点となる視覚障がい教育センター校（以下「センター校」という。）について、設置の必要性、担うべき役割、機能、組織体制、設置場所及び施設設備など、今後の整備に資するための検討を行うことを目的として、平成 22 年 4 月に設置されたものである。

検討に当たっては、本道における視覚障がい者の自立と社会参加を促進するためには、どのような取組を行うことが最も効果的であるのかということを念頭に置きながら、平成 22 年 4 月から 11 月まで合計 5 回にわたり、本道の視覚障がい教育が抱える課題の検証や、センター校の具体的な整備内容について検討を行う本検討会議を実施し、ここに報告書を取りまとめることとなったところである。

〈 参考経過 〉

平成 19 年度	○「特別支援教育に関する基本方針」の策定 ・ 平成 24 年度までに重点的に取り組む項目の一つとして、視覚障がいの特別支援学校については、その専門性の向上を図る観点から、視覚障がい教育の拠点となるセンター校の在り方及び整備について検討することとした。
平成 20 年度	○「盲学校教育の諸課題に関する調査」の実施 ・ 道内の各盲学校の校長・教頭との意見交換、教員・保護者を対象としたアンケート調査及び道外盲学校への調査により、今後の盲学校の在り方について取りまとめた。
平成 22 年度	○「特別支援学校の配置に関する考え方」の策定 ・ 上記「考え方」の別添資料として、視覚障がい教育センター校の整備に向けた検討を行うための方向性を取りまとめた。

2 センター校整備の必要性

(1) 本道における視覚障がい教育の課題

現在、本道には幼稚部、小・中学部併設の道立義務盲学校（以下「義務校」という。）が4校（札幌、函館、旭川、帯広）、高等盲学校が1校、合わせて5校の盲学校が設置され、さらに、理療※1教育の充実等を図るため、高等盲学校に附属理療研修センター※2が併設されている。

本道の盲学校の在籍者数は昭和63年の350人に対し、平成22年では175人と5割にまで減少しており、次のような課題への対応が喫緊の課題となっている。

※1「理療」 あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうによる治療技術の総称

※2「附属理療研修センター」 本道における理療教育の充実を目的として、理療教育に関する調査・研究・研修事業をはじめ、視覚障がいのある理療従事者（医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業とする者）の資質向上や理療の普及啓発に関する事業を行う施設。

① 幼児児童生徒への教育体制に係る課題

在籍する幼児児童生徒数の減少により、学ぶ側の幼児児童生徒においては、同じ障がいのある子供同士が共に学び合う機会が減少していることから、互いに協力し主体的に考えて課題を解決する経験が不足し、社会性の育成や学習意欲の向上を図ることが難しくなっている。

また、指導する側の教職員においては、教科指導や生活指導を行う上で重要な点字や弱視レンズを活用した書字読字の指導や白杖を利用した歩行指導などについて研修を行っているものの、実際に指導する機会をもてない場合が多くなっていることから、自校の教員同士で効果的な指導方法であるかどうか適切に評価し、指導技術の向上を図ることが難しくなっている。

さらに、在籍する幼児児童生徒一人一人の視覚障がいの状態に応じたきめ細かい指導が必要であるが、近年、障がいが多様化していることにより、義務校と高等盲学校との連携の中で、自立と社会参加を見据えた継続的・系統的な指導を行うことが難しくなっている。

② 専門性の維持・向上に係る課題

視覚障がいのある幼児児童生徒を指導するに当たっては、全盲の幼児児童生徒に対しては触覚や聴覚など視覚以外の感覚を活用した教育が中心となり、弱視の幼児児童生徒に対しては残存する視覚を最大限に活用した教育が中心となるところだが、それぞれの障がいの特性の違いに応じた指導機会の減少などから、視覚障がい教育の専門性を生かした指導方法や配慮事項を理解した指導を行うなどの教育活動が難しくなっている。

また、盲学校においては、乳幼児期からの早期療育への支援、小・中学校に設置されている弱視特別支援学級（以下「弱視特別支援学級」という。）への支援、中途視覚障がい者（成人）への支援などに関わり、乳幼児期から成人に至る様々なライフサイクルに応じた視覚障がい教育の高い専門性が求められる状況となっている。

③ 札幌盲学校及び高等盲学校の施設の状況に係る課題

現在の高等盲学校の施設は、昭和 30 年代に建築したものもあり老朽化が著しく、また、傾斜地に立地しており、特に冬季間は通学時の危険を伴うことや度重なる増改築により階段が多く動線も複雑であること、また、札幌盲学校の施設についても、昭和 40 年代に建築したものであり老朽化が進んでいる。

〈札幌盲・高等盲学校の概要〉

学校名	札幌盲学校	高等盲学校
建築年	昭和 48 年	昭和 34 年、57 年
所在地	江別市大麻元町 154	札幌市中央区伏見 4 丁目
敷地面積	60,310㎡	10,380㎡

(2) 課題への対応

前項の課題に対応し、本道における視覚障がい教育の専門性の維持・向上を図っていくためには、札幌盲学校と高等盲学校とを移転・統合し、幼稚部から高等部専攻科まで一貫した教育を行うとともに、その専門性を生かして、義務校を支援する機能を有する視覚障がい教育のセンター校を整備することが必要である。

① 一定数の集団を確保した幼稚部から高等部専攻科までの一貫教育

自立や社会参加に必要となる社会性の育成や学習意欲の向上を図るため、在籍する幼児児童生徒が同じ障がいのある同年代の者と一緒に授業を受けるとともに、別の年代の者とも交流が図られる環境の確保が必要である。

また、教職員が実際に指導する機会を確保するとともに、在籍する幼児児童生徒の障がいの状態や発達の段階に応じ、将来を見据えた継続的・系統的な指導を行うためには、教職員同士が指導方法について日常的な研さんを深められる組織体制の整備が必要である。

以上のことから、一定数の集団を確保した幼稚部から高等部専攻科までの一貫した教育体制の整備が必要である。

② 一貫教育を行う盲学校を核とした視覚障がい教育の拠点校機能

本道における視覚障がい教育の専門性の維持・向上を図るためには、各盲学校において、関係機関と連携を図った実践的な指導技術を高めるための組織的・継続的な取組や、幼児児童生徒が各発達の段階に応じて保有する感覚を十分に活用する技能を身に付け、周囲の環境の把握や主体的な行動が可能となるような指導方法の蓄積とその普及が必要である。

しかし、幼児児童生徒数の減少により、全ての盲学校においてこうした取組を行うことは困

難であることから、一貫教育により培ったノウハウにより義務校を支援するといった拠点校機能を整備するとともに、義務校においては拠点校からの支援をもとに、それぞれの地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮する体制を充実することが必要である。

③ 札幌盲学校及び高等盲学校における安全な学習環境の確保

札幌盲学校及び高等盲学校の施設に係る課題への対応として、両校における施設の老朽化を解消するとともに、高等盲学校における生徒の通学時の危険を解消し、安全な学習環境を確保するためには、現在地から移転した上での新たな盲学校の整備が必要である。

3 センター校整備の基本的な考え方

(1) センター校とは

センター校とは、これまで札幌盲学校と高等盲学校が担ってきた教育や、地域における特別支援教育のセンターとしての取組に加え、幼稚部から高等部専攻科までの一貫した教育や関係機関との連携によって、専門性の維持・向上を図る新たな特別支援学校である。

また、そこで培ったノウハウを生かし、各地域における特別支援教育のセンター的機能をもつ義務校を支援することにより、地域の視覚障がい者等へ一層の支援を行うなど、本道における視覚障がい教育の拠点となる特別支援学校である。

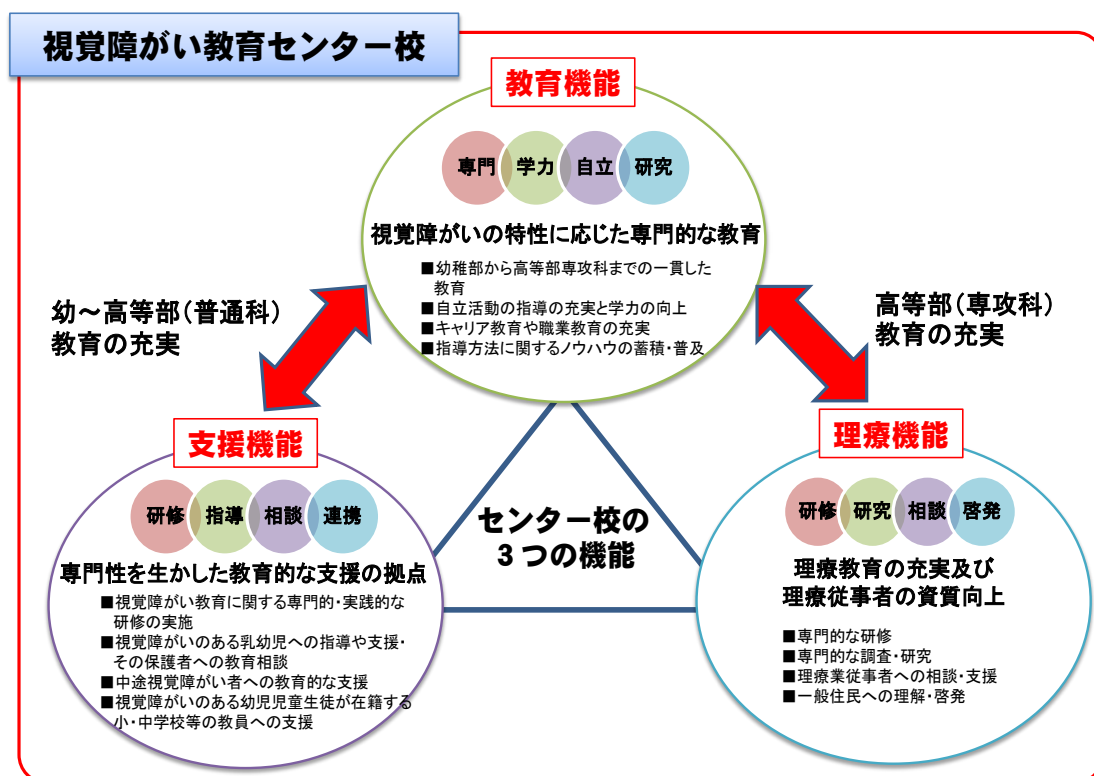
- 在籍する視覚障がいのある幼児児童生徒一人一人の障がいの状態や発達の段階等に応じて自立と社会参加を目指す、幼稚部から高等部専攻科までの一貫した教育を行う特別支援学校である。
- 専攻科教育の充実や視覚障がいのある理療従事者を対象とした研修等を通して、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師（以下「理療師」という。）としての資質向上を図る特別支援学校である。
- 関係機関との連携や義務校への支援により、視覚障がいのある乳幼児から成人までの教育的な支援や本道における視覚障がい教育の専門性の維持・向上を図るための拠点となる特別支援学校である。

(2) センター校における機能の概要

視覚障がい教育の拠点校としての役割を果たすため、幼稚部から高等部専攻科までの一貫した学校教育を行う「教育機能」、理療従事者の資質向上や理療の普及啓発を行い、理療教育の充実を図る「理療機能」、センター校の専門性を生かして関係機関や義務校と連携しながら中途視覚障がい者を含めた全道の視覚障がい者に対し教育的な支援を行う「支援機能」の3つの機能が必要である。

教育機能	○ 幼稚部から高等部専攻科までの一貫した教育を行う。 ○ 自立活動の指導の充実を図るとともに、学力向上を目指した教科指導を行う。 ○ 社会的・職業的自立と社会参加を目指したキャリア教育や職業教育を行う。 ○ 上記の教育実践を通して培った指導方法に関するノウハウを蓄積し、その成果を義務校に普及する。
理療機能	○ 専攻科教員や理療従事者を対象として、理療に関する研修を行う。 ○ 理療に関する専門的な調査・研究を行うとともに、研究資料の収集や提供等を行う。 ○ 理療従事者を対象とした臨床技術指導や総合的な相談、定期的な情報提供を行う。 ○ 一般住民に対し、治療や公開講座等を通して、理療に関する理解・啓発を図る。
支援機能	○ 義務校の教職員を対象に、視覚障がい教育に関する専門的・実践的な研修を行う。 ○ 視覚障がいのある乳幼児への指導や保護者への教育相談を行う。 ○ 中途視覚障がい者に必要な関係機関等に関する情報提供などを行う。 ○ 小・中学校等の教員に対して、弱視のある児童生徒への指導方法に関する助言や教材・教具に関する情報提供等を行う。

○ 視覚障がい教育センター校の機能概略図



(3) 教育機能

教育機能とは、幼稚部から高等部専攻科までの一貫した教育を行うことにより、幼児児童生徒一人一人の障がいの状態や進路希望など多様なニーズに対応した専門的な教育を行うものである。

① 視覚障がいの特性に応じた専門的な教育

幼稚部から高等部専攻科までの一貫して継続的な指導に携わる視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の視覚障がいの状態に応じた自立活動の指導を行うことにより、学習や生活のための力を育成するとともに、学力の向上を目指した教科指導の充実を図る。

社会的・職業的自立と社会参加を目指した幼稚部から高等部専攻科までの系統的なキャリア教育・職業教育（専攻科）の実践により、将来への見通しをもった学校生活を送ることができる体制の整備を図る。

これらの教育実践を通して培ったノウハウを蓄積することにより、障がいの状態や進路希望など一人一人の多様なニーズに対応した専門的な教育を推進するとともに、センター校において蓄積されたノウハウについては義務校へ普及し、本道における視覚障がい教育の専門性の維持・向上を図る。

○幼稚部から高等部専攻科までの一貫した教育

- ・ 幼児児童生徒一人一人の視覚障がいの状態に応じ、幼稚部から高等部専攻科までの継続的・系統的な指導を図る。
- ・ 社会性の育成や学習意欲の向上を目指し、幼児児童生徒間における交流活動の推進を図る。
- ・ 一貫教育によって得られるノウハウを義務校へ普及し、その専門性を高める。

○自立活動の指導の充実と学力の向上

- ・ 学習や生活に必要な書字読字・歩行・日常生活動作を身に付けさせるための、継続的・組織的な自立活動の指導の充実を図る。
- ・ 各学部間における教員の相互乗り入れ授業の実施など、幼稚部から高等部専攻科までを見通した教科指導を充実することにより、学力の向上を図る。

○キャリア教育や職業教育の充実

- ・ 社会的・職業的自立に必要な能力を育成するため、幼稚部から高等部専攻科までの系統的なキャリア教育の充実を図る。
- ・ 専攻科において、理療師として必要な倫理観や職業観の育成を図るとともに、卒業後における理療師の国家資格取得を目的とした職業教育の充実を図る。

○指導方法に関するノウハウの蓄積・普及

- ・ 指導方法や教材・教具の開発を目的とした研究・研修体制を整備するとともに、そこで蓄積されたノウハウや教材・教具開発の成果について義務校へ普及することにより、その専門性の維持・向上を図る。

② センター校における教育課程と進路

センター校においては、特別支援学校学習指導要領に基づき、幼稚部から高等部専攻科までの一貫した教育のメリットを生かしながら、幼児児童生徒の障がいの特性に応じた教育課程を編成する。

また、各学部を卒業する際に、本人の能力や希望に応じた進路選択が可能となるよう、幼稚部から高等部専攻科までの各学部段階に応じて、将来の進路を見据えた系統的なキャリア教育・職業教育（専攻科）の取組や保護者との密接な情報交換などを行うことにより、進路指導の充実を図る。

学部・学科			教育内容	卒業後の進路先
幼稚部			・ 幼稚園に準ずる（３～５歳）教育課程	小学部（小学校）
小学部			・ 小学校に準ずる教育課程 ・ 重複障がいのある児童を対象にした教育課程	中学部（中学校）
中学部			・ 中学校に準ずる教育課程 ・ 重複障がいのある生徒を対象にした教育課程	高等学校、高等部への進学、 一般就職、福祉的就労等
高等部	本科	普通科	・ 高等学校全日制普通科に準ずる教育課程 ・ 重複障がいのある生徒を対象にした教育課程	大学、短大、専門学校、専攻科への進学、一般就職、福祉的就労等
	専攻科	保健理療科	・ あん摩マッサージ指圧師に関する教育課程	大学等への進学、一般就職、開業等
		理療科	・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する教育課程	大学等への進学、一般就職、開業等
附属理療研修センター 研修制度			・ 専攻科卒業生を対象に技術研修、臨床研修の実施	

③ 寄宿舎の役割と今後の展望

センター校における寄宿舎は、通学困難な幼児児童生徒にとって、家庭に代わる生活の場であるとともに、学校と一体となって、基本的な生活習慣や日常生活動作を一人一人の障がいの状態に応じた指導によって身に付けさせるなど、卒業後の自立と社会参加に向けた基礎的・基本的な能力を育む教育の場である。

また、こうした寄宿舎における日常生活指導の機能を一層活用し、寄宿舎に入舎していない在籍者を対象とした宿泊訓練の実施などについても、検討が必要である。

- 衣服の着脱や食事、歩行など日常生活に必要な知識や技能について確実に習得するため、学校と寄宿舎との一貫した指導の充実を図る。
- 余暇活動を通して様々な経験を積ませるとともに、規則正しい生活習慣の確立を図る。
- 同じ障がいのある異なる年代の入舎生との生活により、社会性やコミュニケーション能力の育成を図る。
- センター校における取組の実践と成果について、義務校へ普及することにより、各校の寄宿舎指導における視覚障がい教育の専門性の維持・向上を図る。

(4) 理療機能

理療機能とは、高等部専攻科と有機的に一体化した教育活動を行うためにセンター校への併設が必要となる附属理療研修センターにおいて、理療教育の充実や視覚障がいのある理療従事者の資質向上、理療の普及啓発のために必要な取組を行うものである。

① 専門的な研修

専攻科教員や理療従事者に対して、理療に関する専門的な知識・技術を習得するための研修を行うとともに、専攻科教員に対して理療教育に関する研修を行うなど、理療教育における専門性の向上を図る。

また、専攻科卒業生に対して、理療師の免許※3の有無に関わらず、技術研修や臨床研修など研修制度の利用促進を図る。

※3 「理療師の免許」『あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律』に定められる免許。

○臨床研修の実施

- ・ 専攻科教員や理療従事者の理療に関する専門的な知識及び技術の習得を図る。
- ・ 臨床研修の成果を生かした専攻科教育の充実を図る。
- ・ 専攻科に在籍する生徒に対する教科指導や実技指導を行い、理療教育の充実を図る。

○研修講座の実施

- ・ 理療従事者の優れた実践成果について、研修講座の中で普及を図る。
- ・ 実技指導や演習の導入により、実践的な指導技術や臨床技術の向上を図る。
- ・ 各地域において研修講座を実施し、地域における理療従事者の資質向上を図る。

○自主的研修の実施

- ・ 理療従事者に対して、自主的な研修機会の確保を図る。
- ・ 専攻科卒業生に対し、技術研修や臨床研修など研修制度の利用促進を図る。

② 専門的な調査・研究

症例研究など理療教育に関する専門的な調査・研究を行うとともに、専攻科の課題研究における指導・助言を行い、臨床技術や指導技術の向上を図る。

○理療に関する調査・研究の推進

- ・ 医療及び理療関係機関との連携による調査・研究活動を通して、附属理療研修センター指導員の専門性の向上を図る。
- ・ 専門的な調査・研究の成果を専攻科の教科指導や実技指導に反映し、臨床技術や指導技術の向上を図る。

○研修資料の収集

- ・ 研修や研究を行う際の文献資料として有効活用するため、調査・研究資料について収集・整理・保管・提供の推進を図る。

③ 理療従事者への相談・支援

理療従事者を対象として、理療に関する技術指導、相談及び情報提供を実施し、理療従事者の資質向上を図る。

○理療従事者を対象とした総合的な相談の実施

- ・ 参考図書や治療法、治療機器の活用法、研修講座などに関する相談体制の充実を図る。
- ・ 地域における研修講座の開催などに合わせた巡回相談を実施し、地域に居住する理療従事者を対象とした相談体制の充実を図る。

○理療従事者を対象とした臨床技術指導の実施

- ・ 集中的な指導の実施により、最新の臨床技術習得の推進を図る。
- ・ 臨床技術指導を受けた理療従事者に対して、定期的に情報提供を行う。

④ 一般住民への理解・啓発

一般住民を対象として、「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」による治療や、理療施術・健康に関する公開講座の開催などにより、理療に関する理解と啓発を図る。

○「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」による治療

- ・ 一般住民を対象とした「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」による治療を通して、健康保持・増進に寄与するとともに、理療に関する理解と啓発を図る。

○公開講座の開催

- ・ 一般住民を対象とした公開講座の開催により、理療に関する理解と啓発を図る。

○理療に関する情報提供

- ・ 一般住民を対象として、理療に関する広報誌を作成・配付し、理療に関する理解と啓発を図る。

(5) 支援機能

支援機能とは、センター校の一貫教育の実践で培った視覚障がい教育の専門性を生かして、視覚障がい教育に携わる教員や視覚障がいのある乳幼児とその保護者、中途視覚障がい者（成人）を対象に、研修会や教育相談、情報提供などの支援を行うものである。

① 視覚障がい教育に関する専門的・実践的な研修等の実施

義務校の教職員を対象に、センター校の一貫教育の実践のもとに培った視覚障がい教育の専門性を生かした自立活動や各教科の指導等に関する研修を実施するとともに、本道の視覚障がい教育を担う専門性を備えた人材の育成を行う。

- 研修プログラムの作成
 - ・ センター校や義務校における視覚障がい教育の専門性に係る課題やニーズを把握するとともに、関係機関とも連携しながら、職種（教員、寄宿舎指導員等）に応じた研修プログラムを作成する。
- 研修プログラムを踏まえた研修会の実施
 - ・ 義務校の教職員に対して、センター校の一貫教育の実践で培った自立活動や各教科の指導方法、日常生活動作、教材・教具の作成等に関するノウハウを生かした専門的・実践的な研修を実施する。
 - ・ 研修会を受講した教職員に対して、研修後の課題に対応するため、情報通信技術を活用したフォローアップ研修に取り組む。
- 自主的な研修への対応
 - ・ 義務校の教職員が教育実践上の課題を解決するために、相談体制を整備する。
- 視覚障がい教育の専門性を有した人材の育成
 - ・ 義務校の教職員の視覚障がい教育の専門性の維持・向上を目的に、センター校と義務校間での人事交流を図り、視覚障がい教育の専門性を有した人材の育成を行う。

② 視覚障がいのある乳幼児への指導や支援・その保護者への教育相談

視覚障がいのある乳幼児を対象とする療育や保育に関する体制は、本道において十分とはいえない状況であることから、幼稚部における教育機能を活用し、視覚障がいのある乳幼児への指導やその保護者への教育相談体制の充実を図り、小学校（部）への円滑な就学が可能となるよう教育的な支援を行う。

- 視覚障がいのある乳幼児に対し、医療や保健など関係機関と連携を図りながら、障がいの状態や発達の段階を把握し、保有する感覚を有効活用した環境把握や外部への関わり方などに関する指導や支援の充実を図る。
- 保護者に対し、子供への関わり方や就学に向けた準備など悩みや不安を軽減し、将来への見通しをもてる教育相談体制の充実を図る。
- 乳幼児に対する教育的な支援の成果や義務校での取組事例について、保護者や関係機関に対し情報提供の充実を図る。

③ 中途視覚障がい者への教育的な支援

中途視覚障がい者に対して、医療や福祉など関係機関と連携を図りながら、情報提供を中心とした教育的な支援を行う。

- 対象者の視覚障がいの状態に応じて、必要となる支援を把握し、福祉や労働を中心とした関係機関に関する情報提供を行う。
- 専攻科への入学を希望する者に対し、入学後に円滑な学習や生活が送れるよう、関係機関と連携した点字や弱視レンズを活用した書字読字の指導、白杖などを利用した歩行指導、拡大読書器などの視覚補装具の指導、日常生活動作の指導など、支援体制の充実を図る。
- 中途視覚障がい者のニーズに対応するため、全道の視覚障がい者を支援する関係機関リストを作成するとともに、義務校や関係機関を通じて配付を行うなど、支援体制の充実を図る。

④ 視覚障がいのある幼児児童生徒が在籍する小・中学校等の教員への支援

センター校の校区域内にある視覚障がいのある幼児児童生徒が在籍する幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等の教員を対象に、その幼児児童生徒が学習や生活を送る上での困難を主体的に改善・克服するために必要となる教育的な支援について、きめ細やかな助言・援助を行う。さらに、このセンター校の教育的な支援で培ったノウハウを義務校へ普及し、義務校の校区域内の小・中学校等への支援の一層の充実を図る。

- センター校の校区域内にある小・中学校等の教員への支援
 - ・ 見え方の状態に応じて、必要とされる弱視レンズの選定方法や安全に学校生活を過ごすための配慮事項について情報提供を行う。
 - ・ 円滑に学習や生活を送れるよう、見え方を改善するための弱視レンズや視覚認知トレーニング、書字読字、歩行、拡大読書器など視覚補装具の効果的な活用方法などについて指導を行う。
 - ・ 弱視に配慮した見えやすい道具の紹介、掲示物や教材・教具の作り方、板書時の配慮事項、校内環境の整備における配慮事項について助言・援助するとともに、教材・教具の貸出しを行う。
 - ・ 視覚障がいの疑似体験などを通して、学級の友人やその保護者、教職員等の理解・啓発を促す手法について助言・援助する。
 - ・ 子供への関わり方や卒業後の進路などに関する保護者への対応（教育相談）について助言・援助する。
- 義務校の校区域内にある小・中学校等の教員への支援
 - ・ センター校が、義務校の校区域内の小・中学校等の教員に対して、直接出向いて支援を行うことは距離的・時間的にも困難であることから、センター校の教育的な支援で培ったノウハウを義務校に普及し、日常的に連絡を密に取り合うなどして支援を行う。

4 関係機関との連携

センター校の3つの機能を効果的に発揮した取組を行うために、教育、福祉、医療、保健、労働など各関係機関との連携が必要不可欠である。

(1) 教育機能の推進

札幌医科大学をはじめとする医学系大学や病院など実習先となる機関と日常的な連携を行い、専攻科における解剖見学実習や臨床実習の充実など、教育機能の推進を図る。

- 札幌医科大学をはじめとする医学系大学や病院などと連携し、実習先の確保を図るとともに、専攻科における解剖見学実習や臨床実習の充実を図る。
- 視覚障がい者関連施設や企業と連携し、自立と社会参加に向けたキャリア教育や職業教育に必要な就業体験の充実を図る。
- 特別支援教育センターと連携し、盲学校での対応が難しい、肢体不自由など他の障がいとの重複障がいのある幼児児童生徒に対する指導の充実を図る。
- ロービジョンケアを専門とする眼科医と連携し、視覚補装具の適正な使用法など指導の充実を図る。

(2) 理療機能の推進

札幌医科大学をはじめとする医学系大学や、理療従事者関係団体との日常的な連携により、研修講座の開催に必要な講師の確保など、充実した理療機能の推進を図る。

- 札幌医科大学をはじめとする医学系大学と連携し、研修講座に係る講師の確保を図る。
- 一般住民の協力を得ながら、臨床研修の単位取得に必要な患者の確保を図る。
- 理療従事者関係団体と連携し、臨床研修を必要とする理療従事者への情報提供を図る。

(3) 支援機能の推進

医療や教育、保健、福祉、労働など各関係機関との連携により、視覚障がいのある乳幼児や中途視覚障がい者など、本道の視覚障がい者に広く対応するための充実した支援体制の構築を図る。

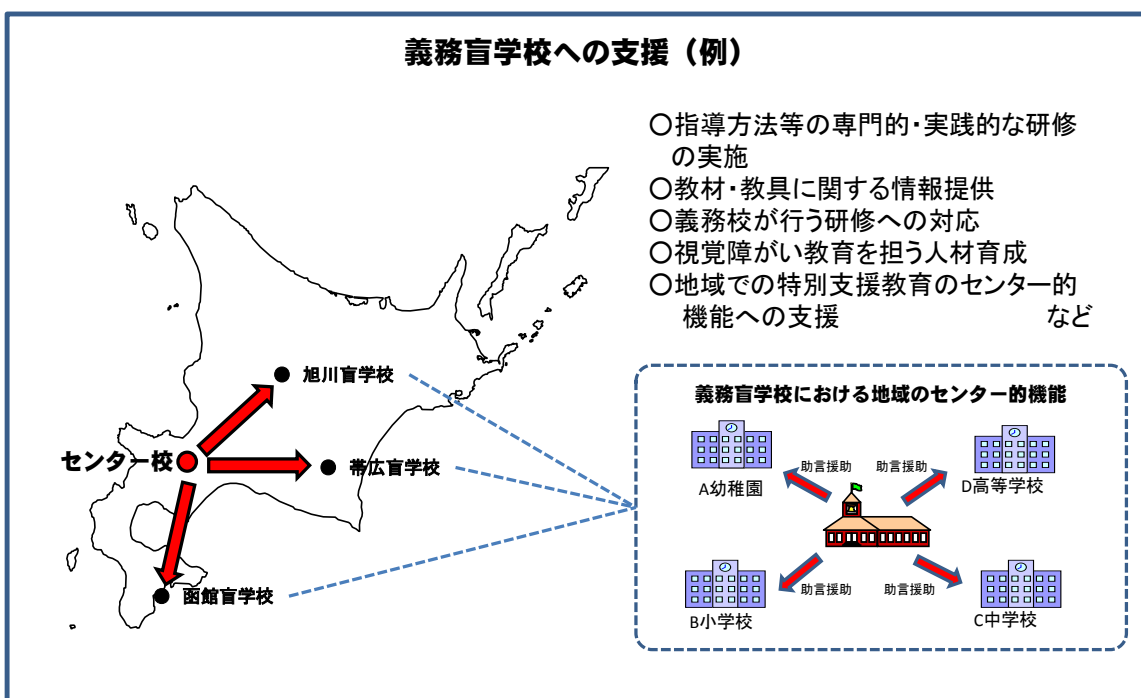
- 医療や教育、保健など関係機関と連携し、視覚障がいのある乳幼児やその保護者に対して、教育相談など就学前における早期からの指導の充実を図る。
- 福祉や労働など関係機関と連携し、成人の中途視覚障がい者に対して、社会的自立に必要な文字指導・歩行訓練や職業的自立に必要な専攻科での学習について助言を行うなど支援の充実を図る。
- ロービジョンケアの専門医と連携し、視覚障がい者の診断を行う眼科医に対して、センター校における相談・支援体制や早期教育を促す取組などについて理解・啓発を図る。
- 市町村の就学指導委員会と連携し、視覚障がいのある幼児に係る専門的な指導・支援の機会を保護者や本人に提供し、幼稚園（部）から小学校（部）への円滑な移行を図る。

5 義務校への支援

義務校における専門性の維持・向上を図るため、センター校で培った高い専門性の普及を目的とした研修体制の整備を図るとともに、各校が有する「地域における特別支援教育のセンター的機能」を十分に発揮するため、各校に対する支援体制の整備を図る。

- 義務校における教育実践上の課題やニーズについて迅速かつ的確に把握するとともに、センター校の一貫教育の実践で培った指導方法等に関する研修会や事例検討会を実施するなど、義務校の教職員を対象とした研修体制の整備を図る。
- 点字や歩行、各教科等の指導など教育活動上の課題に関する義務校からの日常的な相談に対応するため、情報通信技術の積極的な活用を図る。
- 義務校とセンター校間の人事交流により、視覚障がい教育の高い専門性を有する人材の育成を図る。
- 各義務校が地域における特別支援教育のセンター的機能を十分に発揮できるよう、センター校の支援機能で培った専門的なノウハウの普及を図る。

義務盲学校への支援（例）



6 校内組織

センター校が、幼稚部から高等部専攻科までの一貫した教育により培われる視覚障がい教育の専門性の維持・向上を図り、その専門性を生かした本道における視覚障がい教育の拠点校としての役割を果たすために必要とされる職員構成及び内容は次のとおりである。

職 名		教育機能	支援機能	理療機能
校 長		・センター校の校務をつかさどり、所属職員を監督する。 ・附属理療研修センターの事務を掌理し、所属職員を監督する。（所長）		
副校長 (学部担当)		・校長を助け、幼稚部から高等部専攻科までの校務を整理する	・校長を助け、支援機能の事業を整理する。	
教 頭 (理療センター副所長)		・所長を助け、理療研修センターの事業を整理する。（副所長）		
教 諭	学部担当	・幼稚部を担当する教諭 ・小学部を担当する教諭 ・中学部を担当する教諭 ・高等部普通科を担当する教諭 ・高等部専攻科を担当する教諭	校務分掌を担当	各学部の教育実践を通じた専門的な指導方法の蓄積・普及、研修プログラムの開発、乳幼児相談等の教育相談を協働的に行う。
	支援機能 担当者		・一貫教育の実践で培った専門性を生かして、研修会、教育相談、義務校や小・中学校等の支援を担当する。	視覚障がい者の職業自立に関わる研修会や教育相談等を協同企画する。
	理療研修センター 指導員	指導員による専攻科生に対する実技指導や専攻科教員と指導員の計画的な人事異動を行う。		
養護教諭		・各学部の保健に関する事項の管理に当たる。	・教育相談における眼疾患等の管理に当たる。	
実習助手		・専攻科の臨床実習等において、教員を助ける。		・理療研修センターの事業において、指導員を助ける。
栄養教諭		・幼児児童生徒の栄養の指導及び管理に当たる。	・乳幼児相談等における栄養指導に当たる	
寄宿舎 指導員		・入舎者の視覚障がいの特性に応じた生活指導に当たる。	・教育相談等における生活指導の援助・助言に当たる。	
事 務 長		・校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。		
事務職員		・上司の命を受け、事務をつかさどる。		
介護員		・幼稚部、重複障がい学級の給食、排せつ等の補助に当たる。		

7 施設設備

(1) 設置場所

設置場所については、関係機関との円滑な連携や臨床実習患者の確保など、次に掲げるセンター校の設置に必要な条件を十分に備え、その設置に必要な一定規模の面積を有している札幌市中心部の道有地が適当である。

① 関係機関との連携

視覚障がい教育のセンター校としての効果的な取組を行うため、教育や福祉、医療、保健、労働など様々な関係機関との日常的な連携の確保が必要不可欠であり、設置場所として、こうした関係機関への交通アクセスが整っていることが重要であることから、札幌市中心部が望ましいこと。

仮に、札幌市中心部以外の地域へ設置した場合、関係機関との日常的な連携に支障を来すことから、視覚障がい教育のセンター校としての機能を十分に発揮することが困難となり、センター校設置の当初の目的達成が不可能となること。

② 臨床実習患者の確保

昭和49年、札幌盲学校が札幌市中央区伏見から現在地（江別市大麻）へ分離・移転した際にも、高等盲学校については単位取得に不可欠な臨床実習患者の確保を維持するため、現在地（中央区伏見）へ留まった経緯があり、高等部専攻科における臨床実習を維持するためには、十分な患者数確保が可能である札幌市中心部が望ましいこと。

臨床実習は国家資格試験の受験のために必要不可欠な単位であり、仮に、センター校を札幌市中心部以外の地域へ設置した場合、臨床実習の単位取得に必要な実習患者数の確保が著しく困難となって国家資格の取得が極めて困難となり、本道の視覚障がい者の就労に甚大な影響を及ぼすことが予想されること。

③ 医療業界への配慮

人口が少ないために患者需要が小さな地域における臨床実習の継続的な実施は地域における医療業開業者に対する影響が著しく大きく、民業圧迫に対する業界団体等の強い反発も予想されることから、医療関係業界への影響を最小限に抑制するため、設置場所としては、臨床患者の需要が大きな地域である札幌市中心部が望ましいこと。

④ 通学利便性の確保

視覚障がいのある児童生徒等や教員の安全・安心な通学・通勤環境を確保するため、平坦かつ碁盤の目状の土地で、交通アクセスの利便性の良い場所であることが望ましいこと。

仮に、交通利便性の悪い地域へ設置した場合、札幌市内に多く在住する視覚障がいのある児童生徒等への身体的・心理的な負担が大きく、併せて保護者等に大きな不安や不満が生じるお

それがあること。

⑤ 関係団体等への配慮

視覚障がいのある生徒の通学利便性の確保や、在籍者のうち札幌医科大学への通院者が多い状況などを踏まえ、高等盲学校改築期成会を中心とする関係団体等は、札幌中心部への移転を強く要望しており、こうした関係団体等の要望趣旨にも配慮する必要があると考えられること。

また、平成 18 年の道教委への要望書提出から長い時間が経過している中で、関係団体等においては期待感の強い高まりがあるなど、センター校設置が社会的な関心の高い問題となっている状況に配慮する必要があると考えられること。

⑥ 必要な敷地面積の確保

札幌盲学校と高等盲学校の両校を統合した校舎のほか、附属の理療研修センターや体育館、プール、グラウンド、寄宿舎など、学校生活に必要な施設を整備するために十分な敷地を確保する必要があること。

(2) 整備規模

整備規模について、既存校の整備状況や将来的な児童生徒等在籍見込みなどを踏まえるとともに、教育機能や理療機能などといった目的となる機能の充実に必要な規模の整備に努めるものとする。

(3) 必要な施設設備

センター校の3つの機能を円滑に推進するために必要な施設設備については、これまでの札幌盲学校と高等盲学校の施設設備を踏まえるとともに、当事者である視覚障がい者からの意見を積極的に取り入れるなど、視覚障がい者を含め利用する全ての者にとって快適に利用できるユニバーサルデザインのモデルとなるような施設設備を検討する。

〈資料〉 検討会議の経過について

○開催状況

開 催 年 月	内 容 等
平成２２年 ４月２７日（火）	○第１回検討会議 開催
平成２２年 ６月 ９日（水）	○第２回検討会議 開催
平成２２年 ７月 ９日（水）	○第３回検討会議 開催
平成２２年 ７月２３日（金）	・第１回プロジェクト会議 開催
平成２２年 ８月 ２日（火）	・第２回プロジェクト会議 開催
平成２２年 ８月３１日（火）	・第３回プロジェクト会議 開催
平成２２年１０月 １日（金）	・第４回プロジェクト会議 開催
平成２２年１０月１４日（木）	○第４回検討会議 開催
平成２２年１１月２５日（木）	○第５回検討会議 開催

○構成メンバー

区 分	所 属	職 名	氏 名	摘 要
盲 学 校 関 係 者	高等盲学校	校 長	伊 藤 政 勝	
		教 頭	茂 垣 之 弘	プロジェクト会議構成員
		教 頭	遠 藤 整	プロジェクト会議構成員
	札幌盲学校	校 長	前 佛 誠	
		教 頭	小 原 直 哉	プロジェクト会議構成員
	函館盲学校	校 長	飯 森 宣 博	
	旭川盲学校	校 長	鈴 木 亘	
	帯広盲学校	校 長	今 出 正 行	
道 教 委	特別支援教育課	課 長	笹 山 幸 弘	
		主 幹	馬 橋 功	
		主 幹	桑 原 隆	
		主 幹	磯 貝 隆 之	
		主 査	奥 寺 正 史	プロジェクト会議構成員
		指導主事	佐 古 勝 利	プロジェクト会議構成員
		主 任	中 田 勝 也	プロジェクト会議構成員
	特別支援教育センター 視覚障害教育室	室 長	野 戸 谷 睦	プロジェクト会議構成員
		研究員	吉 田 千 波	プロジェクト会議構成員

＜資料＞ 関係機関との意見交換について

○開催状況

開催年月	内容等
平成22年11月 8日（月）	・センター校との連携の在り方について

○出席者

区分	所属	職名	氏名	摘要
関係機関	学びの支援委員会視覚障害部	会長	後藤 文裕	札幌市立中島中学校長
	日本ロービジョン学会	常任理事	永井 春彦	勤医協札幌病院眼科副課長
	札幌市視聴覚障がい者情報センター	所長	谷村 孝子	
	公益財団法人北海道盲導犬協会	指導主任	佐々木 博紀	
	特定非営利活動法人札幌鍼灸マッサージ師会	会長	水上 弘祥	
	北海道視力障害者福祉連合会	会長	山本 克光	
盲学校関係者	高等盲学校	校長	伊藤 政勝	
		教頭	茂垣 之弘	プロジェクト会議構成員
		教頭	遠藤 整	プロジェクト会議構成員
	札幌盲学校	校長	前佛 誠	
		教頭	小原 直哉	プロジェクト会議構成員
道教委	特別支援教育課	主幹	桑原 隆	
		指導主事	佐古 勝利	プロジェクト会議構成員
		主任	中田 勝也	プロジェクト会議構成員
	特別支援教育センター 視覚障害教育室	室長	野戸谷 睦	プロジェクト会議構成員
		研究員	吉田 千波	プロジェクト会議構成員